



おきんの
 リビングニーズ特約および
がん就業不能保障特約付
団体信用生命保険

金利
 上乘せ
 なし!

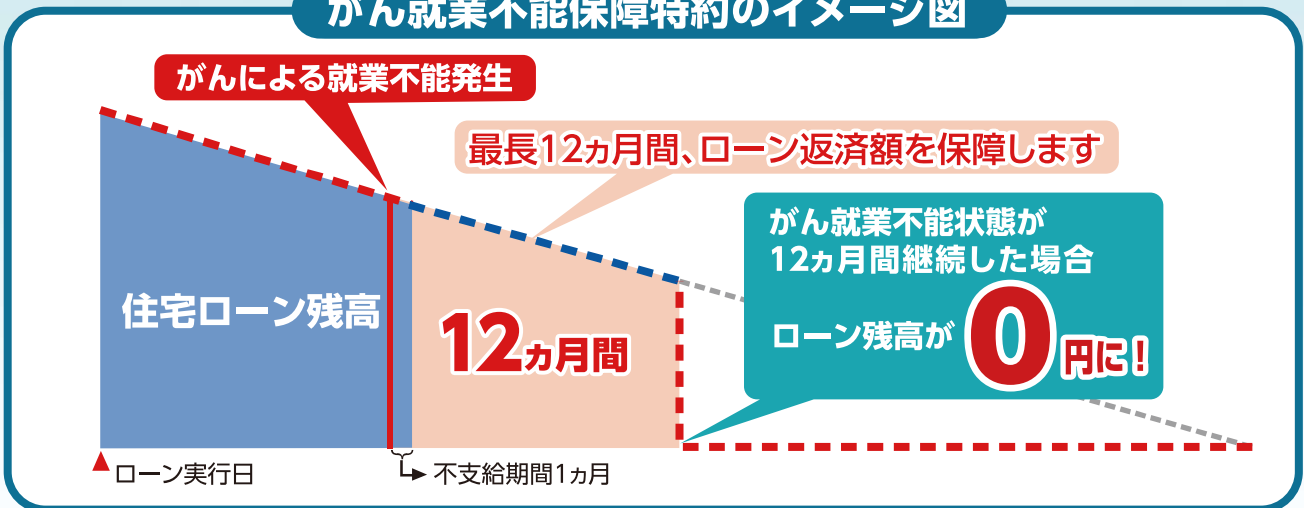
がんと診断確定され、

1カ月を超えて就業不能が継続した場合、
 毎月の返済額を

最長12カ月間保障

就業不能継続期間が12カ月を超えたとき、
 住宅ローン残高が **0円**に。

がん就業不能保障特約のイメージ図



PEOPLE'S BANK

① 沖縄銀行

リビングニーズ特約およびがん就業不能保障特約付団体信用生命保険

保障の内容

2019年7月1日現在

1 団体信用生命保険（主契約）

死亡または所定の高度障害状態に該当したとき、ローン残高を保障します。

保険期間中に死亡されたとき、もしくは責任開始日以降に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害になった場合に保険金をお支払いします。

2 リビングニーズ特約

余命6カ月以内と判断されたとき、ローン残高を保障します。

保険期間中に余命6カ月以内と判断された場合に保険金をお支払いします。

3 がん就業不能保障特約

**がんによる所定の就業不能状態のとき、
月々のローン返済額およびローン残高を保障します。**

がん就業不能保障特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した後の保険期間中に、悪性新生物（がん）を直接の原因として、不支給期間（※1）を超えて継続した就業不能状態（※2）に該当した場合、給付金をお支払いします。また、就業不能継続期間（※3）が支払限度期間（※4）を超えたとき、保険金をお支払いします。

※「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん（上皮内新生物）」はお支払いの対象となりません。

※がん就業不能保障特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合はお支払いの対象となりません。

●用語の説明

（※1）不支給期間	1回の就業不能状態についてがん就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、各被保険者について就業不能状態が開始した日から起算して1カ月とします。
（※2）就業不能状態	悪性新生物（以下「がん」といいます）により、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院または医師の指示による自宅療養（※5）をしている状態
（※3）就業不能継続期間	1回の就業不能状態について不支給期間の終了日の翌日からその日を含めて就業不能状態が終了した日までの継続期間
（※4）支払限度期間（12カ月）	同一の被保険者の1回の就業不能状態（※6）についてがん就業不能給付金を支払う期間の限度期間をいい、各被保険者について12カ月とします。
（※5）自宅療養	がんにより、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態
（※6）1回の就業不能状態	就業不能状態を開始した時から終了する時までの継続した就業不能状態

商品概要

2019年7月1日現在

保険商品名称	リビングニーズ特約およびがん就業不能保障特約付団体信用生命保険
ご利用いただける方	満20歳以上51歳未満で、完済時年齢が85歳未満の方 保険会社によりご加入を承諾された方（告知内容等により診査があります）
お申込金額	1億円以内（10万円単位）
保険金額（給付金額）	●死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ保険金 保険金支払事由に該当した時のローン契約の債務残高相当額。 ●がん就業不能給付金 支払事由該当日現在の借入金元本未償還残高に対応する各月の返済額。 ●がん長期就業不能保険金 主契約と同じ。
保障開始日	●主契約（死亡・高度障害）、リビングニーズ特約 融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。 ●がん就業不能保障特約 融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日からその日を含めて91日目となります。
保障終了	以下のいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。 ①債務の完済、ローン契約の無効・取消または解除によりローン契約が終了したとき ②所定の年齢になったとき ③所定の保険期間を経過したとき ④支払事由に該当し、保険金が支払われたとき
保険会社	SBI生命保険株式会社

※保険金、給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。